

# 気象台からの情報提供

- 令和 2 年の大雨警報・洪水警報発表回数
- 令和 2 年の指定河川洪水予報の発表状況
- 令和 2 年の大雨事例
- 3か月予報
- その他
  - ・気象庁ホームページのリニューアル
  - ・避難情報に関するガイドラインと防災気象情報



気象庁  
札幌管区気象台  
Sapporo Regional Headquarters  
Japan Meteorological Agency

## ▶令和 2 年の大雨警報・洪水警報発表回数



発表官署	発表地域	警報の種類	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年合計
札幌管区気象台	石狩・空知・後志地方	大雨特別警報													
		大雨警報							2	2		1	1		6
		洪水警報		1					2	1			1		5
稚内地方気象台	宗谷地方	大雨特別警報													
		大雨警報								2	2	2	1		7
		洪水警報							1	2		1			4
旭川地方気象台	上川・留萌地方	大雨特別警報													
		大雨警報								1	2		1		4
		洪水警報							2	1		1			4
網走地方気象台	網走・北見・紋別地方	大雨特別警報													
		大雨警報							1	2	1				4
		洪水警報							2	1	1				4
釧路地方気象台	釧路・根室地方	大雨特別警報													
		大雨警報							1		1	1			3
		洪水警報		1								1			2
帶広測候所	十勝地方	大雨特別警報													
		大雨警報									1				1
		洪水警報									1				1
室蘭地方気象台	胆振・日高地方	大雨特別警報													
		大雨警報													
		洪水警報									1				1
函館地方気象台	渡島・檜山地方	大雨特別警報													
		大雨警報								1	1	5	1	1	9
		洪水警報							1	4		1			6
合計		大雨特別警報							2	3	9	11	5	4	34
		大雨警報							2	2	8	9	2		23
		洪水警報		2											

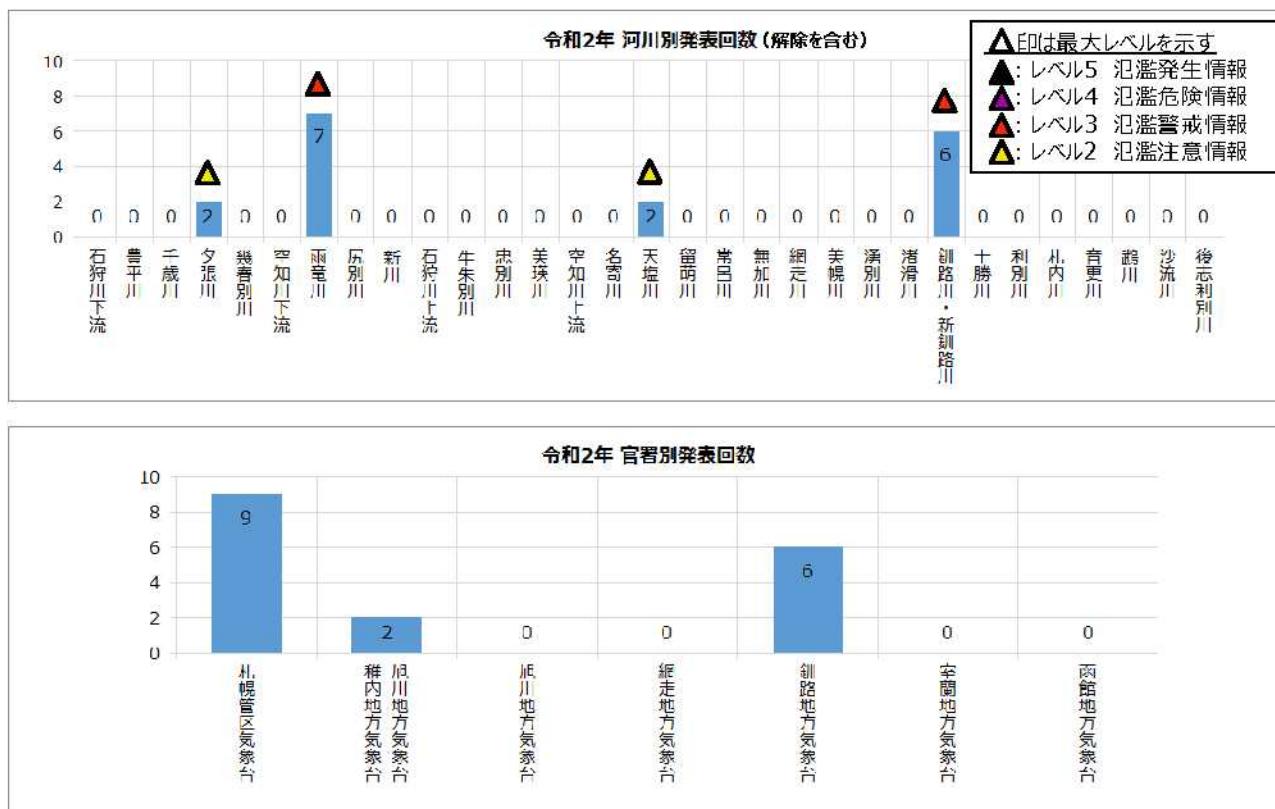
平成 29 年の発表回数合計 … 大雨特別警報なし、大雨警報 58 回、洪水警報 48 回

平成 30 年の発表回数合計 … 大雨特別警報なし、大雨警報 43 回、洪水警報 42 回

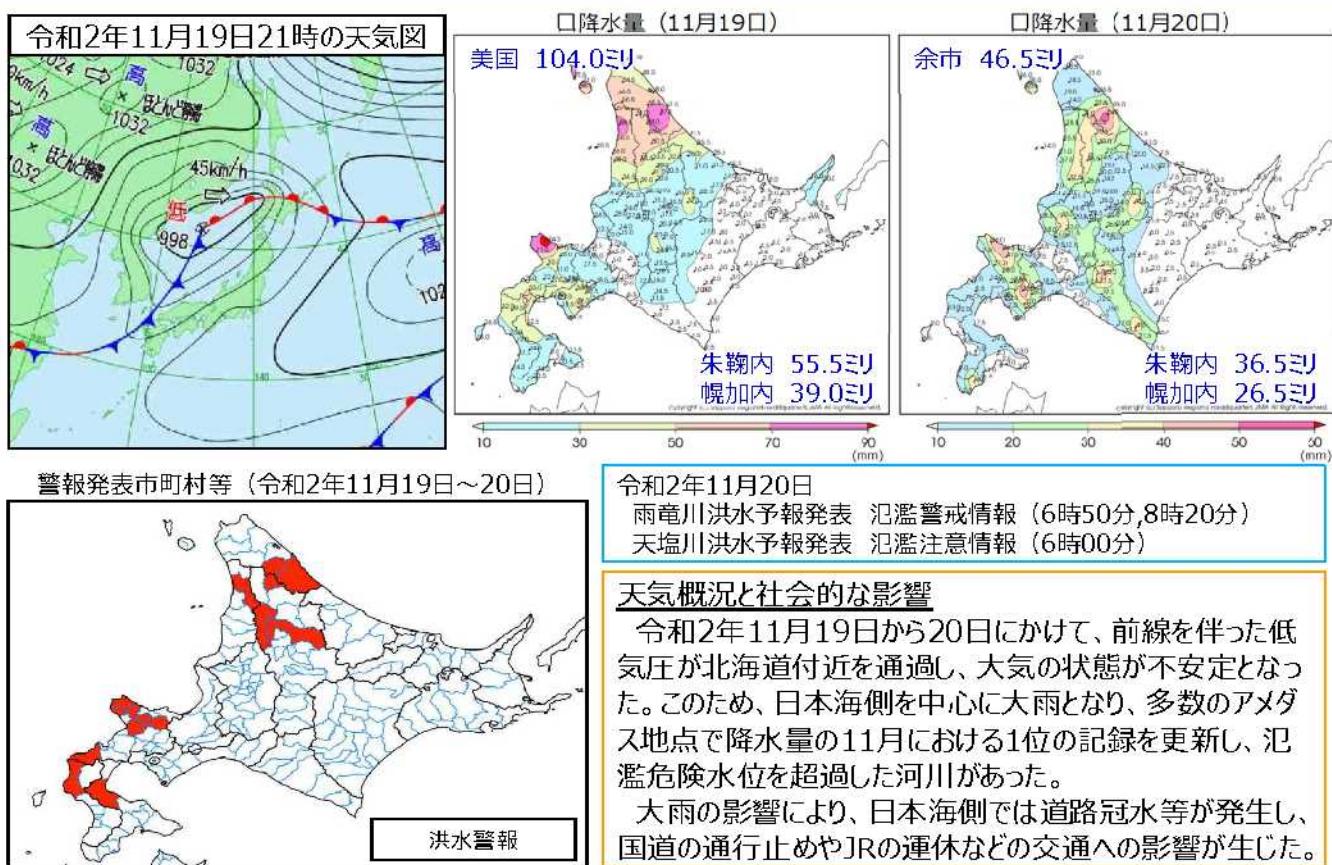
令和元年の発表回数合計 … 大雨特別警報なし、大雨警報 29 回、洪水警報 26 回

令和 2 年の発表回数合計 … 大雨特別警報なし、大雨警報 34 回、洪水警報 23 回

## ▶令和2年の指定河川洪水予報の発表状況



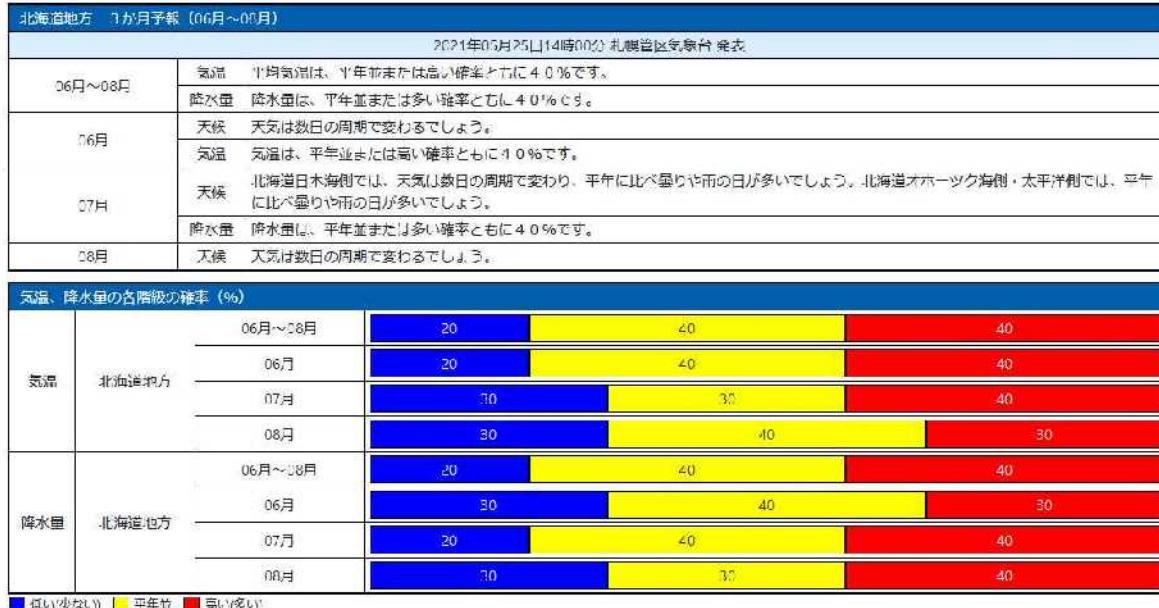
## ▶令和2年の大雨事例



## ▶ 3か月予報

### 予報のポイント

- 向こう3か月の気温は、平年並みか高い見込みです。
- 向こう3か月の降水量は、平年並が多いでしょう。



※次回の3か月予報発表は6月25日（金）です。

## ▶ 気象庁ホームページのリニューアル

気象庁ホームページ 令和3年2月24日にリニューアル  
<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>



- 当該地域に発表中の防災情報が一目でわかるようにアイコン表示するとともに、様々な情報を1ページにまとめて表示。
- デフォルトでは、当該地域に重要な情報をページ上段に表示。（表示要素や順序は利用者独自のカスタマイズ可能）
- 防災担当者等に御活用いただけるコンテンツを新たに掲載。（気象台からのコメント、24時間解析雨量など）

PC表示



スマートフォン表示



## ▶ 気象庁ホームページのリニューアル

### 流域雨量指数の予測値

<https://www.jma.go.jp/bosai/floodindex/>



- ▶ 気象庁ホームページと防災情報提供システムを統合し、「流域雨量指数の予測値」は気象庁ホームページへ掲載。
- ▶ 水位が急激に上昇する中・小河川における水位上昇のおそれを把握し、早い段階から防災行動に繋げられるよう、引き続き「流域雨量指数の予測値」を御活用いただきたい。

流域雨量指数		基準超過で絞り込み		全く表示		基準Ⅰ	基準Ⅱ	基準Ⅲ	基準Ⅳ	2021年05月05日1時00分 横浜												既往最大事例		
		並び順切り替え		市町村順		河川順																		
市町村																								
	基準河川	基準Ⅲ	基準Ⅱ	基準Ⅰ	01時	02時	03時	04時	05時	06時	07時	08時	09時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	既往最大事例
		単独	単独	複合	単独	複合	単独	複合	単独	複合	単独	複合	単独	複合	単独	複合	単独	複合	単独	複合	指數	口付		
南区	パンケ日国内川	14.5	12.2		9.7	6.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	12.1	1999/09/25
	ベンケ日国内川	10.3	16.1		12.8		0.0	1.0	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	15.0	1999/09/25
	箇達第川	7.0	5.8		4.5		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.7	1999/07/29
	日名川	25.3	21.1		16.8	12.6	1.0	1.0	1.0	1.4	1.4	1.4	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	21.0	1999/07/29
	見呂川	27.3	23.2		18.5		1.4	1.2	1.2	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	23.1	1999/07/29

▼流域雨量指数の説明を表示する

## ▶ 新たな避難情報と警戒レベル

令和3年5月20日から

警戒レベル  
**4**

ひなんしじ

**避難指示で必ず避難** 避難勧告は廃止です



警戒レベル5は、すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。  
**警戒レベル5緊急安全確保の発令を待ってはいけません！**

避難勧告は廃止されます。これからは、  
**警戒レベル4避難指示で危険な場所から全員避難しましょう。**

避難に時間がかかる高齢者や障害のある人は、  
**警戒レベル3高齢者等避難で危険な場所から避難しましょう。**

警戒レベル	新たな避難情報等
<b>5</b>	さんさくわうあんぜんかくほ <b>緊急安全確保</b> ※1 ~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~
<b>4</b>	ひなんしじ <b>避難指示</b> ※2
<b>3</b>	こうれいしゃとうひなん <b>高齢者等避難</b> ※3
<b>2</b>	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
<b>1</b>	早期注意情報 (気象庁)

これまでの避難情報等

災害発生情報  
(発生を確認したときに発令)

・避難指示(緊急)  
・避難勧告

避難準備・  
高齢者等避難開始

大雨・洪水・高潮注意報  
(気象庁)

早期注意情報  
(気象庁)

- ※ 1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。  
 ※ 2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。  
 ※ 3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

「新たな避難情報に関するポスター・チラシ」(内閣府)に基づき気象庁作成

## ▶ 警戒レベル相当情報 ~防災気象情報と警戒レベル~

・警戒レベルとは、5段階に整理した「住民が取るべき行動」と「行動を促す情報」とを関連付けるもの。

・警戒レベル相当情報とは、様々な防災気象情報のうち、避難情報を発令判断に資する情報について、警戒レベルとの関連を明確化して伝えることにより、住民の主体的な行動を促すためのもの。

警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	行動を促す情報 (避難情報等)	5相当	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報				
					洪水等に関する情報			土砂災害に関する情報 (下段: 土砂災害の危険度分布)	高潮に関する情報
					水位情報がある場合 (下段: 国管河川の洪水の危険度分布)	水位情報がない場合 (下段: 洪水警報の危険度分布)	内水氾濫に関する情報		
5	災害発生又は切迫	命の危険直ちに安全確保!	緊急安全確保 (必ず実行されるもの)	市町村は、警戒レベル相当情報の他、暴雨や日没の時刻、堤防や橋梁等の施設に関する情報などを参考に、総合的に避難指示等の発令を判断する	氾濫発生情報 危険度分布: 黒(即ち発生している可能性)	大雨特別警報 (洪水)	大雨特別警報 (土砂災害)	高潮注意情報	
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示 (從来の避難勧告のタイミングで発令)		氾濫危険情報 危険度分布: 紫(即ち危険水位超過相当)	危険度分布: うす紫(非常に危険)	内水氾濫危険情報 (水位の高下水位にて発表される情報)	土砂災害警報情報 危険度分布: うす紫(非常に危険)	高潮特別警報 高潮警報
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※	高齢者等避難		氾濫警戒情報 危険度分布: 赤(避難判断水位超過相当)	危険度分布: 赤(警戒)		大雨警報(土砂災害) 危険度分布: 赤(警戒)	高潮警報に切り替える可能性に高及する高潮注意報
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認する	洪水、大雨、高潮注意報		氾濫注意情報 危険度分布: 黄(氾濫注意水位超過)	危険度分布: 黄(注意)			危険度分布: 黄(注意)
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報	1相当					

※高齢者等以外の人も、必要に応じ、普段の行動を見合せたり自主的に避難

上段太字: 危険性が高まるなど、特定の条件となった際に発表される情報（市町村に対し関係機関からフランク型で提供される情報）  
下段細字: 常時、地図上で色表示などにより状況が提供されている情報（市町村が自ら確認する必要がある情報）

「避難情報に関するガイドライン」（内閣府）より

## ▶ 5段階の警戒レベルと防災気象情報

警戒レベル	住民が取るべき行動	市町村の対応	気象庁等の情報	相当する警戒レベル
5	命の危険直ちに安全確保! ・すでに安全な避難場所にいる場合は、いよいよ安全な場所へ直ちに移動する。	緊急安全確保 ・必ず実行されるもの	大雨特別警報	氾濫発生情報 ・即ち(高水位)
4	当去の大夕方の降雨時に警戒する状況での行動まで避難完了して以降。 ・台風などで豪雨が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了しておき。	避難指示 第4次防災体制(灾害対策本部設置)	土砂災害警報情報 高潮特別警報	5相当
3	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等以外の人も必要な時に、普段の行動を見合せたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	高齢者等避難 第3次防災体制(即時行動を促す体制)	第1大雨警報 洪水警報 高潮特別警報に切り替える可能性のある注意報	4相当
2	自らの避難行動を確認 ・ハザードマップにより、自宅等の災害リスクを再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認するなど。	第2次防災体制(高齢者等避難の発令を判断できる体制)	大雨津波警報 高潮注意報 大雨津波警報 洪水注意報	3相当
1	災害への心構えを高める ・心構えを一段高める ・誠実の生活体制を確立	第1次防災体制(避難要員を配置)	早期注意情報 (警報級の可能性)	2相当

※1 夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は、高齢者等避難(警戒レベル3)に相当します。

※2 「極めて危険」(濃い紫)が出現するまでに避難を完了しておくことが重要であり、「濃い紫」は大雨特別警報が発表された際の警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の範囲に活用することが考えられます。

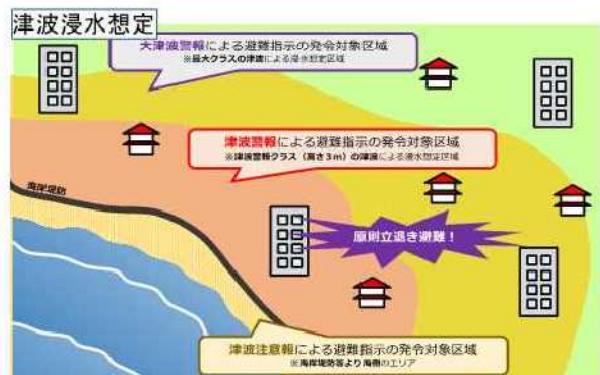
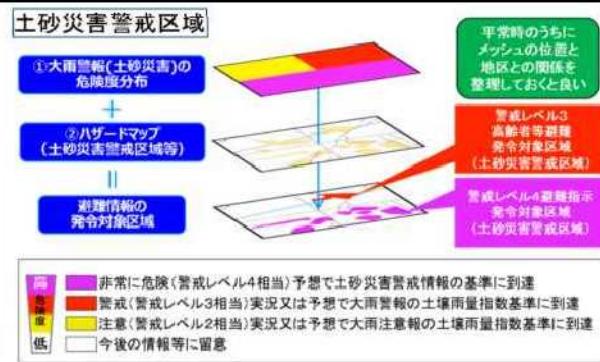
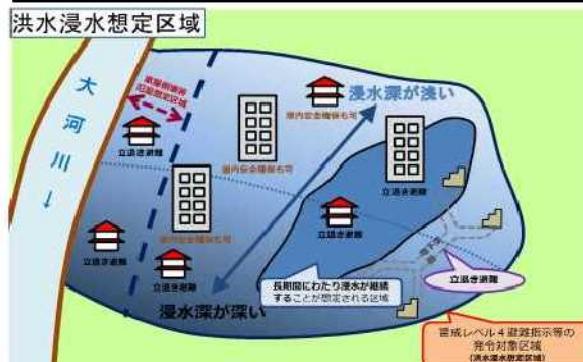
「避難情報に関するガイドライン」（内閣府）に基づき気象庁において作成

## ▶ 警戒レベル4「避難指示」発令基準の設定例（洪水予報河川）

新 警戒レベル4 避難指示	旧 警戒レベル4 避難勧告
<p>1 : 指定河川洪水予報により、A川のB水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である〇〇mに到達したと発表された場合（又は当該市町村・区域で個別に定める危険水位に相当する〇〇mに到達したと確認された場合）</p> <p>2 : A川のB水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である〇〇mに到達していないものの、A川のB水位観測所の水位が氾濫開始相当水位である〇〇mに到達することが予想される場合</p> <p>（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達することが予想される場合）</p> <p>3 : 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合</p> <p>4 : 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>5 : 〇〇ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合</p> <p>6 : 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>7 : 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p> <p>※夜間・未明であっても、発令基準例1～5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。</p>	<p>1 : 指定河川洪水予報により、A川のB水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である〇〇mに到達したと発表された場合（又は当該市町村・区域の危険水位に相当する〇〇mに到達したと確認された場合）</p> <p>2 : 指定河川洪水予報の水位予測により、A川のB水位観測所の水位が堤防天端高（又は背後地盤高）を越えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合）</p> <p>3 : 異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>4 : 避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（ガイドラインに、暴風等により避難が困難となることを想定して、早めの避難勧告等の発令を検討する旨、記載有）</p> <p>（解説部分に、夜間であっても躊躇なく避難勧告を発令すべき旨、記載有）</p>

## ▶ 発令対象区域の絞り込み（災害別）

○ 災害の切迫度が高まっている地域の、災害リスクのある区域（洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、高潮浸水想定区域、津波浸水想定等）などの居住者に対し、避難情報を発令する必要がある。



## ▶ 地区名を用いた発令対象区域の伝達例（洪水、土砂災害）

- 居住者等に発令対象区域を伝達する際には、居住者等が理解しやすいよう、また危機意識をより強く持つことができるよう、できるだけ細分化した「地区名」と合わせて伝達することが望ましい。

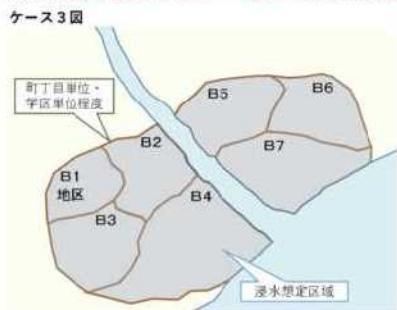
ケース1) 浸水想定区域<旧市町村界単位(A地区)  
⇒伝達例:A地区的浸水想定区域の居住者等は避難



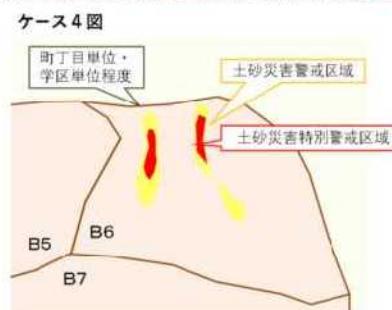
ケース2) 浸水想定区域<町丁目単位・学区単位程度(B1~B7地区)  
⇒伝達例:B1~B7地区的浸水想定区域の居住者等は避難



ケース3) 浸水想定区域=町丁目単位・学区単位程度(B1~B7地区)  
⇒伝達例:漫水が想定されるB1~B7地区的居住者等は避難



ケース4) 土砂災害警戒区域等<町丁目単位・学区単位程度(B6地区)  
⇒伝達例:B6地区的土砂災害警戒区域等の居住者等は避難



## ▶ 地域防災計画等の修正について

- 改正災害対策基本法が5月20日に施行。
- 内閣府作成の「避難情報に関するガイドライン（令和3年5月）」が公表され、これを踏まえて北海道の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」（作成例）も改訂が行われる見込み。
- 市町村で地域防災計画やマニュアルの修正を行う際には、道内の各気象台でも北海道、振興局と連携しながら、支援をさせていただく。